

Shida Scholarship Program

奨学生の手引き

本奨学金制度に選ばれた奨学生は以下の事項について留意し、順守することに同意して頂きます。

【奨学金の支給方法】

- ・奨学生は米国/カナダ/英国に渡米後、現地で奨学生本人名義の銀行口座を開設し、銀行名・口座番号等の銀行情報を速やかに京大コラボに報告して下さい。
- ・京大コラボは口座情報を受領次第、奨学生の当該銀行口座に 1 年目の奨学金をお振込み致します。

但し、日本にある奨学生本人名義の銀行口座への振込みを希望する方には、振り込み時の為替相場に基づき、日本円にて振り込ませて頂きます。

- ・留学 2 年目の支給については、留学開始月から 1 年経過した後の同月に初年度と同金額を振り込むことと致します。

【報告義務】

<奨学期間中及び終了後の報告義務>

- ・年に 1 回、京大コラボに学業又は研究の成果を書面にて報告するものとします。期日までに報告書が提出されていない場合は奨学金の給付を停止する可能性があります。
- ・奨学期間終了時は期間を通しての最終報告書を提出して頂きます。

<学位取得報告義務>

- ・博士課程に進学した奨学生は、学業終了後 Ph.D. の学位を取得したことを証明する書類（コピー可）を添えて速やかに京大コラボに提出して下さい。

【届出義務】

以下の変更があった際は、京大コラボに速やかに届け出て下さい。

<届出事項>

- ・現地での住所や連絡先等に変更があったとき。
- ・大学、研究機関等での在籍状況に変更があったとき。（大学・研究室の変更等）

【完全帰国の連絡】

- ・奨学期間終了後、完全に帰国する際は事前に京大コラボに連絡して下さい。
- 奨学期間終了後も留学を継続し、その後日本に完全帰国する際も同様に京大コラボまでその旨、連絡して頂くようお願い致します。

【奨学金の終了及び停止事由等】

1. 終了

各留学タイプの奨学期間の期限が到来した時点で終了とします。但し、その後更に研究の継続を行い奨学金受給の希望をする場合は、その旨の申請を行い、京大コラボは、当該奨学生の留学先での学業、研究の成果を確認した上で更に 1 年間の奨学期間延長を認める場合があります。

2. 停止

以下の事由が発生したときは奨学金の支給を停止する場合があります。

- ・研究内容に一定の成果が見られなかったとき
- ・博士号取得の見込みが難しいと判断されたとき
- ・京大コラボへの報告書の提出を怠ったとき

3. 休止

留学先の機関において休学又は長期間の欠席したときは奨学金の支給を休止する場合があります。

4. 廃止

以下の事由が発生したときは奨学金の支給を廃止するものとします。

- ・疾病、怪我等で留学の目的が果たせないと判断されたとき
- ・性行又は学業成績が不良となったとき
- ・留学先で籍を失うような処分を受けたとき
- ・その他、奨学生として相応しくない行為を行ったことが認められたとき

【交流会参加及び関係維持】

(奨学期間終了後について)

留学が終了し、完全帰国をした奨学生は以下の事項について留意し、京大コラボ及び京都大学の活動と発展に協力することとします。

- ① 京大コラボが行う交流会などに可能な範囲で参加すること。
- ② 京都大学及び京大コラボとの繋がりを維持し続けること。
- ③ 住所及び連絡先等を京大コラボに連絡し、常にアップデートしておくこと。